

若林区安全安心街づくり推進協議会 令和6年度事業計画

1 基本目標について

仙台市安全安心街づくり基本計画（令和3年度～7年度）に掲げる基本目標を達成するため、若林区において区内各団体、事業者及び行政機関が連携し、各目標ごとに次に掲げる事業を推進する。

2 区内全域を対象として実施する事業

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上【基本目標1】

「特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起」「子どもの防犯対策の強化」「女性、高齢者等の防犯対策の強化」を重点に、下記の取組を実施する。

施策・行事名	実施時期 (予定)	内 容	実施団体等
防犯講習会開催	6月～	町内会、老人クラブ等を対象とした防犯講習会を開催し、振り込め詐欺防止などの防犯意識浸透を図る。	若林地区防犯協会連合会、地区防犯協会、町内会、老人クラブ 若林警察署、若林区
区役所内等における特殊詐欺防止啓発	2カ月に1回 (特殊詐欺注意報発令時はその都度)	特殊詐欺注意報発令時や年金振込日、確定申告時期等に、本庁舎1階戸籍住民課前掲示モニターやイオン卸町店内の広告付き自治体案内板への掲示、また庁内放送により啓発を行う。	若林警察署、若林区
催事等における特殊詐欺防止啓発	秋期～1月頃	主に高齢者が参加する各種の行事等開催時に、参加者に対して啓発物品等を配布して啓発を行う。	各行事主催者・施設管理者、若林警察署、若林区
区民見守りパトロールおよび啓発	区全体で 年5～6回	関係団体の協力を得て連携し、犯罪の抑止と防犯意識の高揚を図るため、日中の見守りや合同パトロール、および広報車（マグネット貼付）等による啓発活動を行う。	地区防犯協会、町内会、商店街および企業等、若林警察署、若林区
被害防止啓発	年2～3回	関係団体と連携し、被害にあわないための、子どもの安全および痴漢防止等の性犯罪被害防止などの啓発活動を行う。	地区防犯協会、若林警察署、町内会、PTA、学校、若林区
情報提供及び各種広報	年2～3回	上記各事業の実施に合わせて、協議会の構成団体への情報提供を行うほか、区のホームページや広告付き自治体案内板等で広く一般に広報を行う。	若林地区防犯協会連合会、地区防犯協会、町内会等、各学校、若林警察署、若林区
啓発用品の作成および提供等	年1～2回	上記各事業の実施時、また地区まつり等の地域行事において、協議会から啓発用品の提供等を行う。また、防犯意識浸透を図るための横断幕を作成し、地区内にて掲示を検討する。	地区防犯協会、若林警察署、若林区

(2) 地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進【基本目標2】

「地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進」を重点に、下記の取組を実施する。

施策・行事名	実施時期 (予定)	内 容	実施団体等
振り込め詐欺防止 キャンペーン	年金振込 日(偶数月の 15日前後)	地区内各金融機関の巡回、ATM利用者に対する詐欺等防止の啓発品を配布する。	地区防犯協会、若林地区金融機関防犯連絡協議会、若林警察署、若林区
青色パトロール	毎月	年間を通して、青色回転灯装着車による地区内のパトロールを実施する。	地区防犯協会、若林区
街頭パトロール	年4回	各地域安全活動期間中、登校・下校時、犯罪発生地域を中心に、街頭パトロールを実施する。	地区防犯協会、学校、PTA、若林警察署

(3) 犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現【基本目標3】

「犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援」を重点に、下記の取組を実施する。

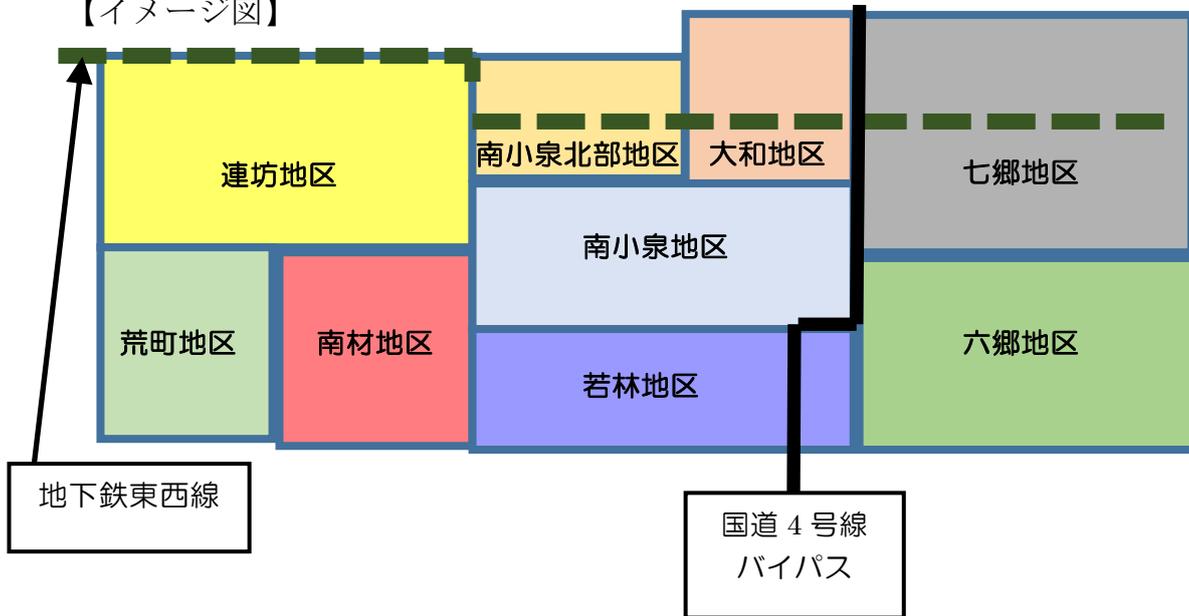
施策・行事名	実施時期 (予定)	内 容	実施団体等
道路・公園等の犯罪誘発箇所の除去及び改善	随時	暗がりなど見通しが悪い場所や覗き箇所の除去や改善を関係機関等に要請する。	施設管理者、若林警察署、若林区
地域清掃による環境美化活動の推進	年1~2回	道路・公園・住宅・商業地区および公共施設等での防犯対策の観点から、関係団体の協力を得て、地域清掃活動や違法ビラの撤去等を実施し、地域ぐるみで環境美化活動を推進する。	地区防犯協会、町内会、商店街および企業等、施設管理者、若林警察署、若林区
管理不全箇所への指導	随時	管理不全な空き家の所有者及び相続人に適切な管理を求める。	若林区
(参考) 自転車マナーアップ 街頭啓発	年2回 (7月・11月頃)	東北学院大学五橋キャンパスにおいて、自転車利用者の交通事故防止と交通安全意識の高揚を図るため、敷地内および周辺での街頭啓発を実施する。	若林地区交通安全協会、若林地区交通指導隊、東北学院大学五橋キャンパス、若林警察署、若林区

3 安全安心街づくり活動推進モデル地区事業について

安全で安心して暮らせる街の実現に向けた各区での取り組みの一つとして、安全安心街づくり基本計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、各区が「安全安心街づくり活動推進モデル地区」を指定し、先導的かつ模範的な安全安心街づくりを推進する事業。

モデル地区の選定については、連合町内会のエリアを基本とし、概ね2か年ずつモデル地区事業を実施する。令和6年度のモデル地区については、町内会等の地域関係団体と協議し、地区の選定を行った後、事業を実施する。

【イメージ図】



過去に行った地区の事業の主な内容

施策・行事名	内容	実施団体等
街頭啓発活動	地下鉄駅や学校周辺において、性犯罪、痴漢、盗撮被害防止対策のため、駅、学校及び関係団体と協力して街頭啓発活動を実施。	地区防犯協会、交通局、学校、若林警察署、若林区
防犯パトロール	薄暮時において、交通指導隊及び地域団体とともに通学路の見守り活動を実施。	地区防犯協会、町内会、交通指導隊、若林区
安全安心パレード	路上のごみ拾い清掃活動をしながら、特殊詐欺防止への呼びかけを目的とした街頭パレードを実施。	町内会、地区防犯協会、若林警察署、若林区
花壇の整備	地域の環境美化を目的として、地域団体と地区内の小中学校と合同で花壇の整備を実施。	町内会、小中学校
夏まつりにおける子どもの防犯啓発	地区の夏祭り会場に会場に集まった小中学生に、防犯啓発グッズの配布による啓発活動を実施。	町内会、地区防犯協会、若林区